



平成 23 年 2 月 18 日

各 位

会社名 石原薬品株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹森 莞爾
(コード番号 4462 大証第二部)
問合せ先 常務取締役 浅野 真司
電話番号 078-681-4801

自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成23年2月18日(金曜日)開催の取締役会において、自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部への上場承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所市場第二部上場承認に関するお知らせ」を参照してください。

【本資金調達の目的】

当社は、自己開発、商品開発、市場開発の「3つの開発」を企業理念とし、ニッチ市場といわれる事業分野で高い市場占有率を維持し、基幹となる3つの分野（電子関連分野・自動車用品分野・工業薬品分野）と4つの事業（電子関連分野における金属表面処理剤及び機器等、電子材料、自動車用化学製品等、工業薬品）で事業をバランスよく展開し、各々の収益力を高め、総体として会社の業績の伸長をはかってまいりました。界面化学を中核技術として事業を展開した結果、金属表面処理剤においては、IC、チップ部品等のめっき液、パンプ対応のめっき液、TAB、COF 対応のめっき液など各種に対応しためっき液を開発し市場に導入しています。

中期的には、電子材料関連分野を重点開発分野と位置づけ第5の事業を育成し、あわせて、自社製品の売上拡大により、製品売上構成比を高め、売上総利益の増加を目指すとの目標を掲げ、回路形成用銅めっき液の市場への参入、展開及び新規電子材料の開発、市場導入に注力いたします。

今回の自己株式の処分は、これらの取り組みの一環として、新規電子材料の開発及び量産化に向けての製造設備等に関する投資資金を確保するもので、当社の業容拡大と企業価値向上に資するものと考えております。

ご注意:この文章は、当社の自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 460,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成23年2月28日(月)から平成23年3月3日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受させる。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成23年3月10日(木)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 竹森莞爾に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）(後記<ご参考>1.をご参照)

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 64,000株
なお、売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から64,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成23年3月11日(金)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 竹森莞爾に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文章は、当社の自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 64,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割当先 みずほ証券株式会社
- (4) 申込期間（申込期日） 平成 23 年 3 月 28 日（月）
- (5) 払込期日 平成 23 年 3 月 29 日（火）
- (6) 申込株数単位 100 株
- (7) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 竹森莞爾に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 64,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、64,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 23 年 2 月 18 日（金）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 64,000 株の第三者割当による自己株式処分（本件第三者割当自己株式処分）を、平成 23 年 3 月 29 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 23 年 3 月 22 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロット

ご注意:この文章は、当社の自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

メントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当自己株式処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	524,091 株	(平成 23 年 1 月 31 日現在)
(2) 一般募集による処分株式数	460,000 株	
(3) 一般募集後の自己株式数	64,091 株	
(4) 第三者割当による処分株式数	64,000 株	
(5) 第三者割当後の自己株式数	91 株	

(注) 上記(4)・(5)に関しては、前記1.により変更する可能性があります。

3. 調達資金の用途

(1) 今回の調達資金の用途

今回の一般募集及び本件第三者割当自己株式処分に係る手取概算額合計上限 585,400 千円について、現在、事業化に向けて開発中の新規電子材料の量産化に向けた工場建設を予定しており、その土地を先行手配するための資金に平成 24 年 3 月期中を目途に全額を充当する予定であります。手取金額が当該工場建設用地取得予定金額を上回った場合は、残額を平成 24 年 3 月末までに借入金返済に充当する予定であります。

なお、設備の新設、除却等の計画は、平成 23 年 2 月 18 日現在、以下のとおりとなっております。

事業所名	所在地	設備の内容	必要性	投資予定額(千円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	増加能力
				総額	既支払額				
本社	神戸市 兵庫区	研究開発 機器	研究開発 促進	46,000	25,682	自己資金	平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	-
				114,000	4,678	ファイナンス・リース	平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	-
滋賀工場	滋賀県 高島市 今津町	機械装置等	維持・更新	90,000	86,401	自己資金	平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	-
未定	神戸市 又はその 周辺地域	土地	工場用地	600,000	-	今回の 調達資金 及び自己 資金	平成 23 年 4 月	平成 24 年 3 月	-
計				850,000	116,761				

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ファイナンス・リースに係る投資予定額の総額については、契約額を記載しております。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

ご注意:この文章は、当社の自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3)業績に与える影響

今回の資金調達を通じて財務体質の強化が図られるとともに、当社の業績向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、業績に裏付けられた安定的で継続的な配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を検討するなど弾力的な還元策をはかっていく方針であります。また、配当に加えて自己株式取得も機動的に組み合わせて行うことにより実質的な株主還元の一層の強化をはかっています。なお、健全な経営基盤を維持するため内部留保の充実をはかるとともに、内部留保資金の活用については、研究開発や新事業、新技術開発など将来の企業価値を高めるための投資に優先して充当してまいります。

(2)配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に基づき配当を決定するものとしております。

(3)内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、今後の経済環境や市場の変化に対応するとともに、コスト競争力を高めるための設備投資、市場ニーズに応える技術・生産体制の強化、さらには海外戦略の展開、あるいは研究開発の積極展開を図るために充当させていただきます。

(4)過去3決算期間の配当状況等

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
1株当たり当期純利益又は当期純損失()	121.10円	9.76円	87.10円
1株当たり年間配当金(内1株当たり中間配当金)	36.00円 (18.00円)	36.00円 (18.00円)	30.00円 (15.00円)
実績配当性向	29.73%	- %	34.44%
自己資本当期純利益率	6.9%	- %	4.9%
純資産配当率	2.1%	2.1%	1.7%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり当期純利益又は当期純損失は、当期純利益又は当期純損失の総額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値です。
2. 各決算期の自己資本当期純利益率は、当該決算期末の当期純利益を、少数株主持分控除後の純資産の期首・期末平均で除した数値です。
3. 各決算期の純資産配当率は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり純資産の期首・期末平均で除した数値です。

5. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文章は、当社の自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	2,350 円	1,315 円	950 円	1,234 円
高 値	2,350 円	1,500 円	1,280 円	1,360 円
安 値	1,212 円	830 円	870 円	1,162 円
終 値	1,315 円	950 円	1,234 円	1,300 円
株価収益率	10.86 倍	- 倍	14.17 倍	- 倍

(注) 1. 平成23年3月期の株価については平成23年2月17日(木)現在で表示しておりません。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成21年3月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。平成23年3月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当自己株式処分による自己株式処分並びに株式分割による新株式発行及び平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」等に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文章は、当社の自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。